

# 第4期北海道医療費適正化計画の素案の概要

## 第1章 総論

1 計画策定の趣旨	○ 健康の保持に向けた生活習慣病の予防対策の取組継続や、後発医薬品の使用促進など医療の効率的な提供の取組継続はもとより、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効率的・効果的な提供などについて、現状や地域の実情を踏まえつつ、医療費適正化を総合的に推進する。
2 計画の位置づけ	○ 高齢者の医療の確保に関する法律第9条
3 計画の期間	○ 令和6年度から令和11年度までの6年間

## 第2章 医療費を取り巻く現状と課題

1 高齢化の現状と見通し	○ 本道の後期高齢者は、令和2年度から17年度の16年間に約87万人から約108万人と、約1.2倍になることが見込まれる。 ○ こうした高齢化の進行により、高齢者の医療費は、今後高い伸びを示すことが予想される。
2 医療費の動向	○ 本道の令和2年度の後期高齢者医療費は約8,769億円で、全国5位となっており、本道の医療費の約41.6%を占め、全国平均である38.6%を上回っている。

## 第3章 基本理念と目標

1 基本理念	○ 生活の質の維持及び向上 ○ 今後の人口構成の変化への対応（高齢化の進行により令和22年には、生産年齢人口（15～64歳）1.2人で1人の高齢者を支えることを想定） ○ 目標及び施策の達成状況等の評価										
2 医療費適正化に向けた目標	○ 道が設定する数値目標（令和11年度） <table border="1" data-bbox="523 1249 1417 1406"><thead><tr><th>区 分</th><th>目 標 値</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 特定健康診査の実施率</td><td>70%</td></tr><tr><td>2 特定保健指導対象者の減少率</td><td>▲25%（平成20年度比）</td></tr><tr><td>3 特定保健指導の実施率</td><td>45%</td></tr><tr><td>4 後発医薬品の使用促進</td><td>80%以上（数量ベース）</td></tr></tbody></table>	区 分	目 標 値	1 特定健康診査の実施率	70%	2 特定保健指導対象者の減少率	▲25%（平成20年度比）	3 特定保健指導の実施率	45%	4 後発医薬品の使用促進	80%以上（数量ベース）
区 分	目 標 値										
1 特定健康診査の実施率	70%										
2 特定保健指導対象者の減少率	▲25%（平成20年度比）										
3 特定保健指導の実施率	45%										
4 後発医薬品の使用促進	80%以上（数量ベース）										
3 計画期間における医療費の見通し	○ 本道の医療費は、厚労省提供の「医療費適正化計画推計ツール」を使って算定すると、計画に基づく取組により目標を達成した場合、取組を実施しなかった場合より、令和11年度で151億円程度の医療費が抑えられる見込み。										

## 第4章 目標を達成するために道が取り組むべき施策

施 策	主な取組
1 健康の保持の推進に関する施策	
1 保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進	・ 保健事業の企画立案や実施、評価を担う人材育成の支援 ・ 市町村国保に対する特定健康診査等に要する費用の助成 ・ 薬局を活用した特定健診受診勧奨事業 ・ 国保連合会と連携したデータ受領（みなし検診）事業
2 保険者と市町村、事業所等との連携	・ 未受診者に対する受診勧奨の手法や受診率向上に有効な取組について情報交換の実施

施 策	主な取組
3 生活習慣病等の対策	
(1) 食生活や運動による健康づくり等	・ バランスの取れた食事の普及啓発や運動環境の整備・活用の促進等
4 高齢者の健康づくりや介護予防等	
(1) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防	・ 市町村に対し、技術的な助言や事業支援のほか、先進事例の紹介 ・ 北海道後期高齢者医療広域連合と市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を支援
2 医療の効率的な提供の推進に関する施策	
1 医療機関の機能分担・連携の推進	・ 病床機能の役割分担・機能分化について、医療機関の自主的な取組に加え、地域医療構想調整会議等で継続協議を行うなど取組の推進
2 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	・ 医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、関係者による協議の場を設け、より緊密な連携 ・ 高齢者の大腿骨頸部・転子部骨折等の骨折対策について保険者協議会等で情報共有
3 医療資源の効果的・効率的な活用	・ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療等について国が提供するデータ等に基づき、必要に応じて保険者協議会等における情報共有、医療関係者等への普及啓発
4 後発医薬品等の使用促進	・ 国保連合会と連携して後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対して情報提供するほか、必要な助言の実施 ・ バイオ後続品、フォーミュラリについては、保険者協議会等において情報共有し、関係団体と緊密に連携
5 重複受診や頻回受診等の適正化	・ 保健師等を対象とする研修会の開催など、訪問指導の充実に向けた取組の促進
6 重複投薬等の適正化	・ 医療機関や保険薬局に「お薬手帳」を提示することで、適切な投薬につながることから、「お薬手帳」の普及啓発
7 診療報酬明細書等の点検の充実	・ 市町村に対して、診療報酬請求事務に係る支援の実施
8 ICT化の促進	・ 国保データベース（KDB）及び健康・医療情報データベースを活用して、ICT化の取組を支援

## 第5章 計画推進に向けた体制整備と関係者の役割

1 道の保険者協議会における役割	○ 保険者協議会の必置化により、医療費適正化計画の作成及び実績評価に関与する仕組みの導入、道が中心的な役割を果たすこととされたことを踏まえ、保険者協議会の在り方について、共同事務局を担う北海道国保連合会等と協議
------------------	---

## 第6章 計画の推進

1 PDCAサイクルに基づく計画の推進	○ 定期的に計画の達成状況を点検し、PDCAサイクルに基づく管理の実施
2 計画の達成状況の評価	○ 保険者協議会の意見を聴取の上、進捗状況の公表・調査・分析、実績の評価等